

議第13号議案

中山竹春市長による暴言や誹謗中傷に関する事案の真相究明を求める決議

中山竹春市長による暴言や誹謗中傷に関する事案の真相究明を求めるについて決議するため、次のとおり提出する。

令和8年1月28日提出

横浜市会議員

青木亮祐	東みちよ	伊波俊之助
磯部圭太	おさかべさやか	大桑正貴
鴨志田啓介	川口広	黒川勝
小松範昭	佐藤茂	佐藤祐文
斎藤達也	酒井誠	清水富雄
渋谷健	白井亮次	鈴木太郎
瀬之間康浩	関勝則	田野井一雄
長谷川琢磨	福地茂	伏見幸枝
藤代哲夫	増永純女	松本研
山下正人	山田一誠	横山正人
横山勇太朗	渡邊忠則	安西英俊
市来栄美子	尾崎太	木内秀一
行田朝仁	久保和弘	斎藤伸一
高橋正治	竹内康洋	武田勝久
竹野内猛	中島光徳	仁田昌寿
福島直子	望月康弘	越久田記子
大岩真善和	かざまあさみ	田中ゆき
高田修平	中山大輔	花上喜代志
藤崎浩太郎	麓理恵	森ひろたか

谷田部 孝一	山 浦 英 太	いそべ 尚哉
伊 藤 くみこ	大 山 しょうじ	柏 原 すぐる
くしだ 久 子	坂 井 太	田 中 紳 一
熊 本 ちひろ	こがゆ 康 弘	坂 本 勝 司
深 作 祐 衣	二 井 くみよ	横 溝 じゅん子
宇佐美 さやか	大和田 あきお	白 井 正 子
古 谷 靖 彦	み わ 智 恵 美	関 嵩 史
山 田 桂一郎	太 田 正 孝	井 上 さくら
梶 村 充	輿 石 かつ子	荻 原 隆 宏
長谷川 えつこ	大 野 トモイ	

中山竹春市長による暴言や誹謗中傷に関する事案の真相究明を求める決議

来る令和8年度は、現在策定中の新たな中期計画がスタートし今後4年間の市政運営の方針が定まっていく時期に当たり、令和9年3月にはいよいよ上瀬谷の地でGREEN×EXPO 2027が開幕するという本市にとって極めて重要な案件が続いていく一年である。その令和8年度に向け、新年度予算等の審議・審査を行う第1回市会定例会を間近に控える時期に、中山竹春市長が市職員に対する暴言等のパワーハラスメントや市会議員に関する誹謗中傷に当たる疑いのある言動を行ったとする記事が週刊誌に掲載された。

週刊誌に実名で告発した総務局人事部長が記者会見を行う一方で、市長も声明を発表し、さらには記者会見も行う中で、発言の一部を認めて謝罪したものの、容姿や外見に関する誹謗中傷などについては否定した。このように、双方の主張にはいまだに隔たりがあり、現時点では本件事案に関する真相が全て明らかになつたとは言えない。

市長によるパワーハラスメント等の疑惑が払拭されていない現在の状況は、横浜市民、市会議員、市職員の中で市長及び横浜市政に対する深刻な不信感を生じさせている。仮に報道されている言動が事実であるならば、今後の市政運営や市職員の執務環境、ひいては横浜市政に対する市民からの信頼にも重大な影響を及ぼすことは明白である。こうした中で市民の信頼等を取り戻すためには、市長が説明責任を果たし、一日も早く自身にかけられている疑惑を払拭しなければならない。また、本件事案に関して市長にかけられた疑惑を晴らすには、市長による恣意的な調査が行われることのないよう、公正性・中立性が担保された中で調査が行われ、さらには、その内容が市民や市会に対して広く明らかにされることが必要である。

よって、横浜市会は、次に掲げる事項について強く要望する。

- 1 市長の影響が及ぶことのない、公正・中立で専門性を有した第三者的な組織により、本件事案の真相究明に向けた調査を実施すること。また、調査の進捗状況及び結果については、市会に報告するとともに広く市民にも報告すること。
- 2 本件事案の真相を明らかにするためには市職員への調査が必須となるが、

その際、総務局人事部長をはじめ今後の調査に協力する職員に対する不当または不利益な取扱いを決して行わないこと。

以上、全会一致をもって、決議する。

令和8年1月28日

横浜市会

議第13号議案の取扱いに関する運営理事会協議結果

項 目		協 議 結 果 (令和8年1月28日運営理事会)
1	議 案 発 送	1月28日（水）の本会議席上配付
2	上 程 日	1月28日（水）の本会議
3	提案理由説明	簡潔に実施
4	委 員 会 付 託	横浜市会会議規則第36条第4項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条 会議事件は、朗読、説明、質疑の後、所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、朗読及び説明は、省略することができる。

- 2 常任委員会若しくは市会運営委員会の所管に属しない事件又は常任委員会若しくは市会運営委員会に付託することを適當としない事件は、特別委員会に付託する。
- 3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。
- 4 第1項及び第2項の委員会付託は、市会の議決により省略することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。